



# 郊外で地域の生活を 支える店舗を応援します！

市街化区域外のエリアで1年以上営業する事業者に対して、店舗の改修費用や備品の購入費の一部を補助します。

## 対象者

次に掲げる全ての条件に該当し、着工前の事前審査の結果、採用となった方が対象です。

- 対象区域（右記）において、  
1年以上の自ら営業を行っていること
- 小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業を営む事業者（風営法関連業種の一部を除く）
- 市町村民税等必要な納税について滞納がないこと
- 諸法令や公序良俗に反しないものであること
- 前橋市暴力団排除条例を遵守していること

## 対象事業

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間に交付申請した上で、令和4年3月31日までに事業が完了し支払いが完了となるもの

※補助金交付決定以前にした事業に係る経費は対象外とします。

## 補助金額

補助対象経費（税抜額）の2分の1以内の額

【上限額】10万円

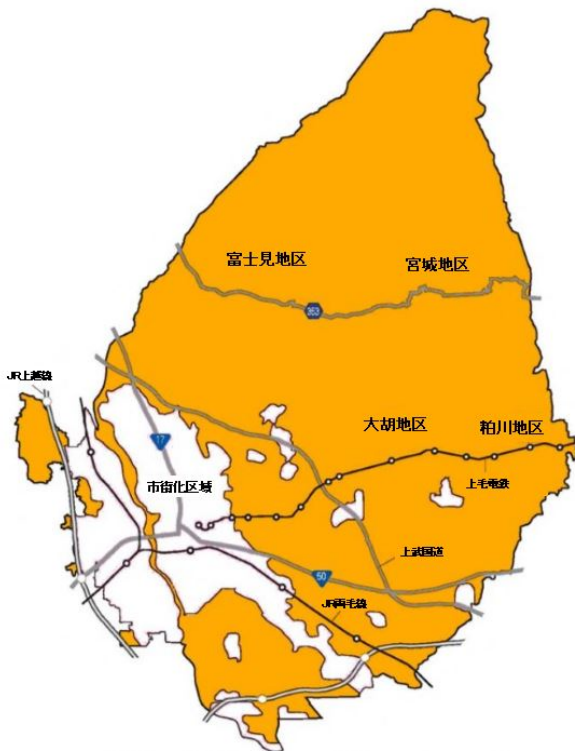
## 対象経費

- (1) 店舗等の改装工事に係る費用  
(内装、外装、空調、給排水設備工事等)
  - (2) 備品購入費  
(店舗等で使用する耐用年数1年以上で  
取得価額が10万円以上のもの)
- ※市内業者への発注が条件です

## 対象区域

### 市街化調整区域 大胡、宮城 粕川、富士見地区

網掛け部分のエリアが対象区域です  
詳しくはお問い合わせください。



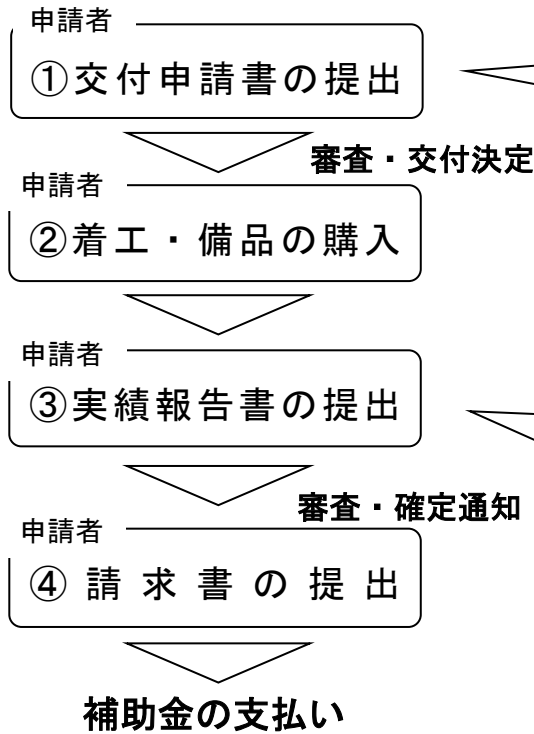
## ダウンロード

申請書は前橋市ホームページから入手できます

掲載場所はホーム>施設・組織>産業経済部>にぎわい商業課>申請書ダウンロード  
(右上のQRコードからもアクセスできます)

## 申請方法・フロー

令和3年4月1日から令和4年2月28日までの間で補助事業を開始する前に、以下の書類を提出してください。



## 交付申請時の提出書類

- 交付申請書(様式1号)
- 設計図書等
- 備品の詳細が分かる資料
- 納税証明書(未納税額がない証明)
- 誓約書(様式2号)
- 営業していることがわかる資料(確定申告書の写し・決算書等)
- その他参考となる書類
- 工事前写真
- 対象経費の見積書

## 実績報告時の提出書類

- 実績報告書(様式8号)
- 工事後写真
- 購入備品の写真
- 補助事業に係る領収書の写し  
又はその他支出を証すると認められる書類の写し(振込明細書等)
- その他参考となる書類

## 注意事項

- ・ 予算額に達した時点で、受付は締切ります。
- ・ 申請前の着工は認められません。
- ・ 以下の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消され、返還が必要な場合があります。
  - ・ 偽りその他不正手段により交付決定又は交付を受けた場合
  - ・ 補助金を他の用途に使用した場合
  - ・ 変更承認通知を受けずに業態等を著しく変更した場合
  - ・ 交付決定後、特に連絡がなく約3か月を経過した後も改修工事が開始されていない場合
- ・ 納期限内に補助金返還がされない場合は、前橋市補助金交付規則の規定に基づき遅延損害金を徴収します。
- ・ 補助事業の遂行に関する説明及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。
- ・ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類帳簿等は常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合に、これに応じなければなりません。

## 申込先・問い合わせ先

〒371-0023

前橋市本町二丁目12-1 (K`BIX 元気21 まえばし 1階)

前橋市 産業経済部 にぎわい商業課 商業振興係

電話：027-210-2188

## 【案内図】

